

【物件番号1】

	質問	回答
1	法面がありますが、その高低差のわかる資料	物件調書の特記事項④に記載のとおり、法面に係る資料はなく、高低差のわかる資料はありません。
2	隣地との境界確定をしている場合はその資料及び明示をうけている場合はその資料	本市建築都市局住宅部住宅管理課(本庁舎高層館14階)にて閲覧可能です。閲覧を希望する場合は、前開庁日までに住宅管理課(072-228-8343)へ閲覧を希望する地番等をご連絡ください。
3	以前、住宅が建っていましたが、水道局等で給水がなくなっています。私設管があればその内容と撤去したのかの確認。	住宅解体時の資料等を確認したところ、道路内の給水管については本管からの分岐部分で止水処置を行っております。売却予定敷地内の私設管については撤去されたものと推測されますが、その状況については確認できていません。